

# 平成31年度 宮古島市 認可保育所（園）入所申込案内



## <平成31年4月入所申込み受付>

<p>受付期間</p>	<p><u>平成30年10月22日（月）～平成30年11月9日（金）</u> 【土日・祝祭日の申込み受付は行っておりません】</p> <p>※上記の受付期間に限り、宮古島市に転入予定の方の申込み（郵送も可）も受付します。郵送での申込みの場合は上記受付期間内での消印有効となります。</p> <p>※書類に不備等がある場合は受付できませんので、ご注意ください。</p>
<p>受付場所 及び 受付時間</p>	<p><u>①新規及び転園希望の方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮古島市役所 福祉部 児童家庭課 保育係窓口（平良庁舎4階） 9：00～17：00（12：00～13：00も受付）</li> <li>・宮古島市役所 城辺・上野・下地・伊良部庁舎の各窓口 9：00～17：00（12：00～13：00は受付できません）</li> </ul> <p><u>②在園児の方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在園している保育所（園）へ提出してください。</li> </ul>



☆お問い合わせ先☆ 宮古島市 福祉部 児童家庭課 保育係

TEL 0980-73-1966

### <もくじ>

・平成31年度宮古島市保育所（園）入所申込日程表	1p
・平成31年度クラス年齢	1p
・保育施設の概要について	2p
・保育所（園）入所基準	3p
・支給認定について	4p
・利用施設選択フローチャート	5p
・入所決定までの流れ	6p
・支給認定申請及び入所申込に必要な書類について	8p～9p
・保育料について	10p～12p
・認可保育所（園）等一覧	13p～15p
・設置運営が変更となる保育施設について	15p
・認可外保育施設について	15p

## ◆平成31年度宮古島市保育所（園）入所申込日程表◆

入所希望日	申込受付期間	申込受付期限
平成31年4月1日	平成30年10月22日(月)～ 平成30年11月9日(金)	平成30年11月9日(金)
2019年5月1日	平成30年11月9日(金)以降	平成31年4月1日(月)
6月1日		2019年5月1日(水)
7月1日		6月3日(月)
8月1日		7月1日(月)
9月1日		8月1日(木)
10月1日		9月2日(月)
11月1日		10月1日(火)
12月1日		11月1日(金)
2020年1月4日		12月2日(月)
2月1日		2020年1月6日(月)
3月1日		2月3日(月)

※年度途中からの入所を希望する場合は、入所希望日の前月初日までに申込を行ってください。

(入所開始日は原則、月初日です。)

※年度途中の入所申込の場合は、転入予定での受付は行っていません。(転入してからの申込になります)

※入所審査は先着順ではありません。期日までに申込のあった申請者の方と入所が保留になっている申請者の方を取りまとめの上、選考基準に基づき、入所審査を行います。ただし、希望保育所（園）等の受入に余裕がない場合などは、申込されてもご希望に添えないことがあります。

### 平成31年度クラス年齢（平成31年4月1日の年齢が基準となっています。）

クラス	児童の生年月日
0歳児クラス	平成30年4月2日～
1歳児クラス	平成29年4月2日～平成30年4月1日
2歳児クラス	平成28年4月2日～平成29年4月1日
3歳児クラス	平成27年4月2日～平成28年4月1日
4歳児クラス	平成26年4月2日～平成27年4月1日
5歳児クラス	平成25年4月2日～平成26年4月1日



## 保育施設の概要について

### ◆認可保育施設について

保護者の就労や疾病の為、昼間、家庭において十分に保育をすることができない（保育を必要とする）児童を保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。

※「子育てに手がかかるから」、「集団生活に慣れさせたいから」等の理由だけでは入所（園）できません。  
なお、宮古島市内には、公立・私立の2種類があります。

### ◆小規模保育施設について

定員が少人数（6～19人）で満3歳未満の子どもを対象にした保育施設です。3歳児クラスからは提携する保育園に転園し、継続して保育を利用できます。

保育士の配置数などの基準の違いでA型とB型に分類されます。

A型:保育従事者が全員保育士

（入江保育園・クララ保育園）

B型:保育従事者の半数以上が保育士

（ちゅうりつ保育園・ゆめの子保育園・めぐみ保育園・保育ルーム下里・とっこ保育園）

### ◆家庭的保育施設について

定員が少人数（5人以下）で満3歳未満の子どもを対象にした施設です。3歳児クラスからは提携する保育園に転園し、継続して保育を利用できます。

### ◆幼保連携型認定こども園について

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持った施設です。宮古島市では公立の認定こども園が2園、私立の認定こども園が1園あります。

認定こども園の利用にあたっては、教育のみを希望する場合（1号認定）と教育と保育を利用する場合（2・3号認定）で申込先が異なりますので、注意してください。

※保育料については、市が決定した保育料になりますが、私立施設の『はなそのこどもえん』については園の特別カリキュラムに係る経費が加算されます。金額については園にお問い合わせください。

申込み先	支給認定区分	認定こども園利用料
認定こども園（私立）	1号認定	認定こども園保育料（私立）+園の設定する必要経費+預かり費用（希望者のみ）
認定こども園（公立）	1号認定	認定こども園保育料（公立）+園の設定する必要経費+給食費
市役所	2号認定	保育園保育料+園の設定する必要経費
	3号認定	保育園保育料+園の設定する必要経費

※「はなそのこどもえん」への申込みに関しては、市役所へ申込みする際の書類とは別で、園へ提出する書類もあります。（2号・3号認定）

※「はなそのこどもえん（2号・3号認定）」へ平成31年度4月入所申込みを希望される方は重要事項の説明がありますので、園にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】学校法人花園学園幼保連携型認定こども園

はなそのこどもえん ☎（0980）73-4982

### ◆幼稚園について

満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象に教育を行う学校です。宮古島市では満5歳から就学前の幼児を対象としています。（一部の園では4歳児の受入を実施しています。）

申込みに関しては各園にお問い合わせください。



## 保育所（園）入所基準

対象となる児童は、宮古島市に住所を有し保護者（18歳以上64歳未満までの同居者を含む）が次のいずれかの事情にある0歳（おおむね生後3ヶ月）～5歳までの集団保育が可能な児童です。すべての児童が無条件で入所できるわけではありませんので、入所基準等を十分確認されたうえでお申し込みください。



※0歳の受入月齢は、園によって異なります。

No.	保育を必要とする事由	保護者の状況	保育実施期間	保育必要量
1	就労	ひと月において月64時間以上就労していること。	就労期間中	標準時間 （月120時間以上就労） 短時間 （月120時間未満就労）
2	妊娠・出産	妊娠中、または出産後の休養が必要であること。	産前3ヶ月 産後6ヶ月	標準時間
3	疾病・障がい等	保護者が病気やケガ、または心身に障がいがある。	保護者の療養期間中	申請内容により判断
4	介護・看護等	親族を介護、または看護している。	親族の療養期間中	申請内容により判断
5	災害復旧等	災害の復旧にあたっている（震災・火災・風水害等）	災害復旧に要する期間	標準時間
6	求職活動	求職活動（起業の準備等を含む）を継続的におこなっていること。	90日間	短時間
7	就学	大学や職業訓練校・専門学校等にかよっている。	就学期間中	申請内容により判断
8	虐待・DV	虐待やDV（家庭内暴力）のおそれがある	必要な期間	標準時間
9	育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要であると認められること。	育児休業対象児童が1歳6ヶ月になる月の末日まで	短時間
10	その他	市長が必要と認めるとき。	必要な期間	申請内容により判断

※上記の基準に該当しない場合、基準に該当しているが定員に余裕がない場合は入所（園）できません。

※下記のような理由だけでは入所（園）することはできません。

- ・家計が厳しいため
- ・子育てに手がかかるから
- ・集団生活に慣れさせたいから
- ・幼稚園よりも預かってもらう時間が長いから 等

※障がいのある児童は、審査会を開き集団生活が可能かどうかの審査を行います。

## 支給認定について

認可保育所(園)の利用を希望する方は支給認定の申請を行い、「保育の必要性の認定(支給認定)」を受ける必要があります。

支給認定は申請書類に基づき、児童の年齢や保育を必要とする事由に応じて宮古島市が行います。支給認定を受けた方には宮古島市から「支給認定証」が交付されます。

※支給認定証は、保育所入所決定通知とは違います。支給認定証が届いても必ずしも入所出来るわけではありません。



### ◆支給認定の区分

実施年齢	保育の必要性		支給認定区分	利用できる施設
3～5歳 (教育認定)	なし	幼稚園等での教育を希望する場合	<b>1号認定</b>	・幼稚園 ・認定こども園(教育利用)
3～5歳 (保育認定)	あり	「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合	<b>2号認定</b>	・認可保育所 ・認定こども園(保育利用)
0～2歳 (保育認定)	あり	「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合	<b>3号認定</b>	・認可保育所 ・認定こども園(保育利用) ・小規模保育施設 ・家庭的保育施設

※2号・3号認定について、保護者が就労の場合、月64時間以上の勤務が対象となります。

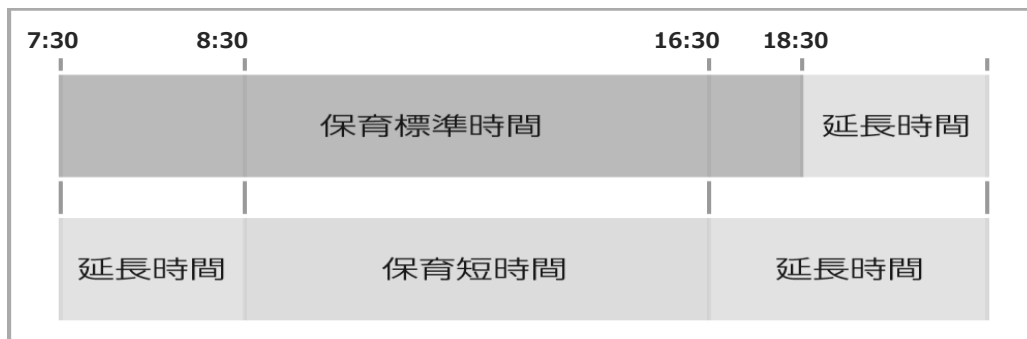
### ◆保育の必要量に応じた利用区分

2号・3号の支給認定を受けた方は、保育を必要とする事由(保育の必要量)と保護者の状況により、「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類に区分されます。

★「保育標準時間(最大11時間)」：月120時間以上の就労等に適用

★「保育短時間(最大8時間)」：月64時間以上120時間以下の就労等に適用

※就労時間が保育短時間に該当する場合でも、勤務形態等の理由で標準時間を希望する場合は、児童家庭課までご相談ください。



※利用時間をこえた場合は延長保育となり、別途利用保育料が発生します。

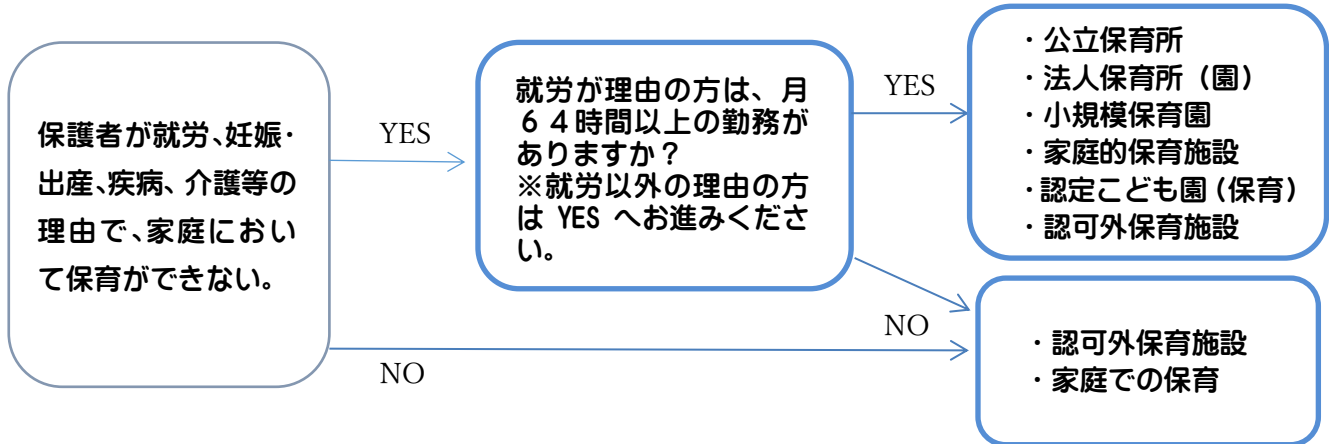
申込及び保育料等に関することは各保育所(園)にお問い合わせください。



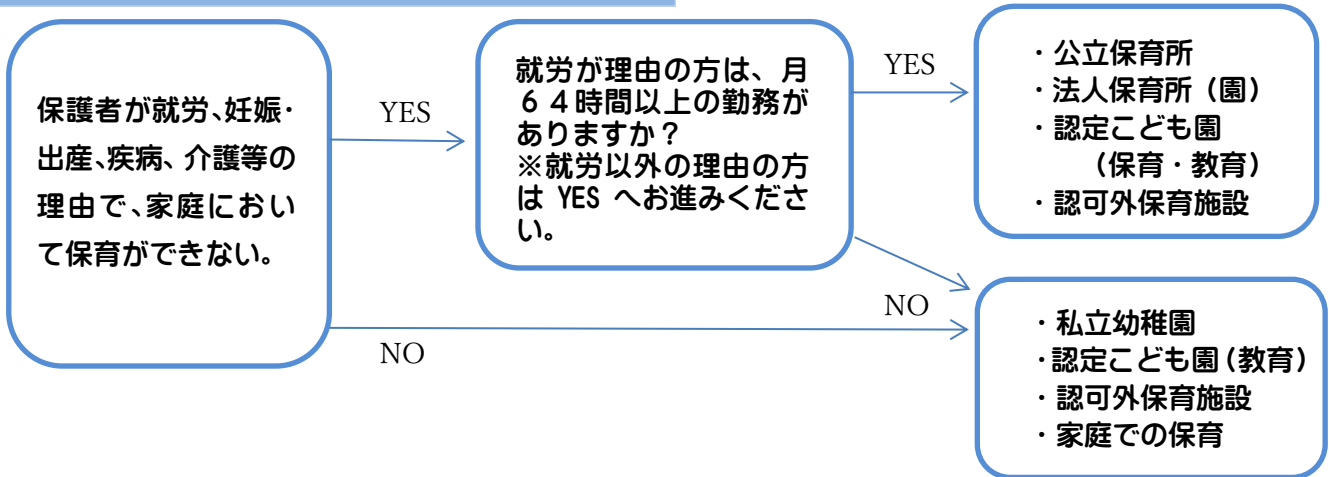
# 利用施設選択フローチャート

## 0～2歳児（平成31年4月1日時点での年齢）

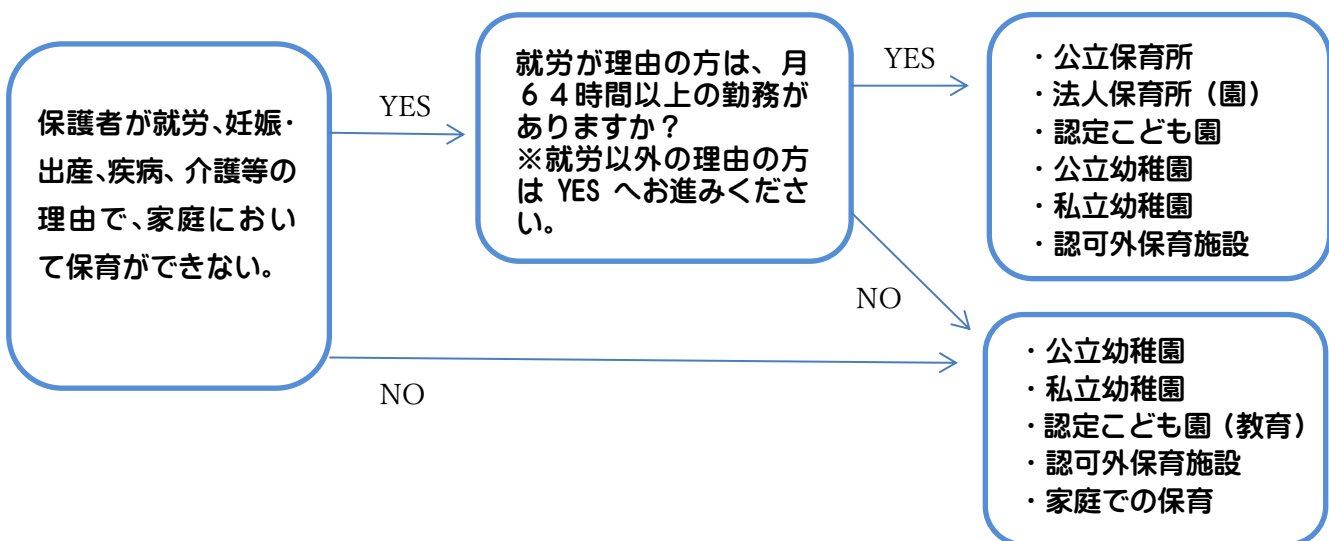
※0歳児はおおむね3ヵ月から（園によって異なります。）



## 3歳児（平成31年4月1日時点での年齢）



## 4～5歳児（平成31年4月1日時点での年齢）



※私立幼稚園、認可外保育施設の利用申込み等については、直接園にお問い合わせください。

※保育料の多子軽減の適用範囲については、保育所（園）と幼稚園では異なりますのでご注意ください。

## 入所決定までの流れ

### 支給認定申請および入所申込書等の提出

平成30年10月22日（月）～平成30年11月9日（金）

※受付期間内にお申し込み下さい。  
申込期間以降は待機（入所待ち）となります。

### 支給認定証の交付（2・3号認定）

保育の必要量が認定されます。

※支給認定証は入所の決定をお知らせするものではありませんので、ご注意ください。

### 利 用 調 整

- ・提出された書類の審査（就労状況確認等）
- ・申請者の希望、保育所等の状況などにより、市が利用調整をします。

### 入所承諾決定

「入所決定通知書」を保護者に通知します

### 入所保留決定

「入所保留通知書」を保護者に通知します

### 各保育所（園）で面接

入所承諾した保育所（園）で面接を行います。  
日程等については、保育所（園）より連絡します。



## ◆出生前の申込について

平成30年12月31日までに出産予定の場合、出生前の仮申込みを受け付けます。

※仮申込みをされていても、②による本申請がされない場合、入所辞退の扱いとなりますので、ご注意ください。



## 申込みの流れ

### 1. 申込み期間中に、書類を揃えた上で仮申込み

姓のみ記入し、性別・生年月日は空欄にして、申込みをお願いします。  
就労証明書等必要書類もあわせて提出してください。  
※出生前仮申込みの場合は、出産予定日が平成30年12月31日以前であることを確認できるよう、妊娠証明書のコピーを添付してください。  
(書類審査は、出生前のお子さんも含めて審査を行います。)



### ②平成30年12月31日までに出生

出生から二週間以内に、**本申請**を行ってください。  
名前・性別・生年月日を追記した本申請を行ってください。(出生証明書の写しも添えてください)

### ②平成30年12月31日以降に出生

お生まれになり次第、**本申請**を行ってください。  
(平成31年3月15日まで)  
名前・性別・生年月日を追記した**本申請**を行ってください。  
※4月入所ではなく、5月以降の申込み対象となります。



### ③支給認定

本申請後、2月上旬頃に支給認定又は支給不認定の通知を発送予定です。

### ③5月以降の入所待ち申込みの方を含めて入所の調整をします。

(保育所(園)の定員、優先順位等を基に選考することになりますので、必ずしも入所できるとは限りません)



### 4. 入所決定もしくは保留決定

2月下旬頃、入所決定又は入所保留の通知を発送予定です。



## 支給認定申請及び入所申込みに必要な書類について

- ・提出する書類の有効期限は、証明日から3ヶ月以内となります。
- ・2人以上の児童の申込みをされる場合は、申込人数分（部数）の書類提出が必要です。
- ・きょうだい同時に申し込む場合は、提出書類は1部を原本、他はコピーで対応できる書類もあります。

### （1）申込みをするすべての方が必要な書類

☆施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書・利用申込書（児童1人につき1枚記入してください）

☆保護者（父・母・同居の祖父母等）の状況を証明するもの（下記の表をご覧ください）

※同一敷地内に住居している学生以外の65歳未満の世帯員（祖父母・叔父・叔母等）についても児童を保育できない状況の証明書類が必要です。

☆児童の健康診断書（新規入所のみ）※在園児は転園希望の方のみ提出

☆同意書

### （2）以下に該当する世帯で提出する必要がある書類

- ①父・母子家庭・・・・・・・・・・児童扶養手当書の写し、又は母子及び父子医療受給証  
（※ない場合は母子・父子で生活していることの申立書を提出）
- ②生活保護世帯・・・・・・・・・・生活保護受給証明書（宮古島市福祉事務所発行）
- ③障がい者のいる世帯・・・・・・・・・・障がい手帳、又は療育手帳の写し
- ④保護者の一方が市外在中の世帯・・・・平成30年度所得課税証明書（住民票のある市町村で発行）
- ⑤平成30年1月1日に宮古島市外に住所があった世帯・・・・平成30年度所得課税証明書（父・母）
- ⑥食物アレルギーがある児童・・・・・・・・食物アレルギーに関する調査票

<提出書類> ※提出書類は、各世帯の状況で変わりますので、下記の表でご確認ください。

保護者の状況	提出書類	備 考
①勤務または採用予定の方	就労証明書※	★市指定の様式
②自営業・内職をしている方 及び協力者である方	自営業・内職申立書	税務署の受付印が押された個人事業の開廃業等届出書(控え)の写し、税申告書、営業許可証の写し等の提出も必要です。 ★市指定の様式
③農業経営者及び協力者 である方	農業従事者証明書 又は農業証明書	農業委員会より農業従事者証明書が発行できない場合は農業証明書を提出してください。(農業証明書は居住地民生委員の証明が必要です。) ★市指定の様式
④産前・産後である	妊娠・出生証明書※	妊娠の場合・産科医の発行する妊娠証明書の写し 出産の場合・母子手帳の市長印が押印された出生届出済証明のページの写し
⑤保護者自身が病気である	診断書(保護者用)※	★市指定の様式
⑥保護者が看護・介護にあっている方	看護・介護証明書※	
⑦求職活動中の方(起業準備を含む)	求職活動申立書	ハローワークからの求職受付票の写しを添付。 求職活動の状況はできるだけ詳しく記入して下さい。 ★市指定の様式
⑧就学中の方	就学申立書 在学証明書※	授業日数、時間が確認できるカリキュラム等確認できる書類 職業訓練等は登録証など就学が確認できる書類の提出が必要です。 ★市指定の様式
⑨育児休業中の方	就労証明書※	育児休業復帰予定の場合も、就労証明書でその旨の証明が必要です。 ★市指定の様式
⑩災害復旧にあっている方	被災証明書	行政機関で該当の内容について証明された書類

## ◆育児休業について

育児休業復帰予定の方も申込みはできますが、育児休業対象児童が入所した場合、1ヶ月以内に職場復帰することが条件となります。

(例) 4月1日入所の場合、5月1日までの職場復帰が条件となります。

既に保育を利用している児童がいる場合、保育の利用実施期間は育児休業取得の対象となっている児童が1歳6ヶ月になる月の末日までとなります。

## ◆保育を必要とする事由の確認調査について

保育所(園)入所後に電話、訪問、書類の提出等により確認調査を行います。

## ◆保育の実施期間について

保育の実施期間は、家庭の状況によって異なります。

実施期間中であっても、入所基準に該当しなくなった場合は、保護者の利用希望期間に関係なく保育の実施期間を終了します。

## ◆求職活動について

求職活動による保育の実施期間は原則90日です。期間終了15日前までには就労証明書等を提出してください。実施期間終了の15日前までに提出がない場合は保育実施期間で退所(園)となります。

## ◆退(所)園について

保育所(園)を退所する場合は、退所予定日の14日前までに退所(園)届を児童家庭課まで提出ください。

## ◆転園について

現在利用中の保育施設に入所(園)したままで、他の保育施設への転園申込みをすることができます。

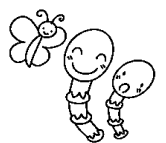
転園を希望される場合は、児童家庭課まで申込書を提出してください。ただし、待機の方が優先となりますので、希望されても転園できない場合もあります。

## ◆休園について

長期に休園をする場合は、休園届を提出してください。3ヶ月以上休園する場合は、保育を必要とする要件に該当しない等として、退所(園)となります。(欠席している間も保育料は発生します。)

保護者または児童のやむを得ない事情により、月のうち全日数を休園することを届け出て市長の承認を受けた場合は、保育料の減免ができる場合がありますので、事前にご相談ください。

(やむを得ない事情には、夏休み・お産のための里帰り・保護者の病気等は該当しません。)



## ◆申請書類の内容に変更がある場合は書類の提出が必要になります。

保護者の状況	提出する書類
勤務先が変更になった	就労証明書
就労状況が変わった	就労証明書
産前・産後で仕事をやめた	妊娠証明書・出生届出済証明書(母子手帳の市長印があるページの写し)
家族の看護(介護)のために仕事をやめた	看護(介護)証明書
仕事をやめて求職中である	求職活動をしていることを証明できる書類
母子・父子家庭になった	児童扶養手当認定書の写し又は宮古島市母子・父子医療費助成カードの写し等
障がい世帯になった	障がい手帳・療育手帳の写し
ひとり親世帯でなくなった	支給認定変更申請書
他市町村に転出する	保育所(園)退所届
税の修正申告をした	修正申告書の控え(税務署の受付印があること)

## 保育料について

### ◆保育料の決定について

保育料は、保護者の市民税課税額(所得割)により、保育料徴収基準額表に基づいて算定されます。

※但し、同居の祖父母等が生計の中心者の場合は祖父母等も含めます。

※保育料を決定する市民税課税額(所得割)は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除などの適用を受ける前の金額となります。

※市民税課税額(所得割)が確認できない世帯(未申告・税の証明の提出がない方等)は、第8階層の保育料になり、多子世帯の軽減措置の対象にもなりませんのでご注意ください。

※扶養に入っている方でも所得の申告は必ず行ってください。

◀ 保育料を決定するための税資料の提出が必要な方 ▶

・平成30年1月1日に宮古島市に住所がなかった方 → 『平成30年度所得課税額証明書(所得・控除・課税額が記載されているもの)』を提出。

・平成31年1月1日に宮古島市に住所がなかった方 → 『平成31年度所得課税額証明書(所得・控除・課税額が記載されているもの)』を提出。

※平成31年度所得課税額証明書は1月1日に住民票のあった市町村より6月以降に発行されますので、取得後に提出をお願いします。(平成31年(2019年)7月末までに提出してください。)

※海外に住んでいた方は、1年間の収入等が確認できる書類を提出してください。外国語で記載されている証明書類については和訳の提出もお願いします。

### ◆保育料の切り替え時期

市民税の賦課決定が6月になっていることから、毎年4～8月は前年度の市民税課税額(所得割)、9～3月は当年度の市民税課税額(所得割)に基づいて保育料が決定されます。

また、保育料の決定後に課税額が変更された場合は、遡及して保育料が変更になります。

※前年度の市民税が変更になった場合は4月まで、当年度の市民税が変更になった場合は9月まで遡及します。

### ※毎年 9 月が保育料の切り替え時期となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年度の市民税課税額に基づく保育料 (平成29年1月～12月の収入・所得)					平成31年度の市民税課税額に基づく保育料 (平成30年1月～12月の収入・所得)						

### ◆保育料の納付について

保育料の納付は、原則として口座振替です。口座振替依頼書は、児童家庭課・各保育所(園)にありますので、必要事項をご記入の上、口座をお持ちの金融機関窓口にてお申込みをお願い致します。

ただし、私立認定こども園・小規模保育施設・家庭的保育施設については、利用する施設(園)が直接徴収することになりますので、納付方法等については園にお問い合わせください。

口座振替を希望されない方は毎月保育所(園)を通して納付書をお渡しします。最寄りの金融機関窓口もしくはコンビニエンスストアなどで納付をお願い致します。

※口座振替ができる金融機関： 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県農業協同組合、沖縄県労働金庫

※毎月10日(金融機関が休業の場合は翌営業日)に当月分の引き落としとなります。

『宮古島市利用者負担額徴収基準額表（2号・3号認定／保育認定）』

階層区分	定 義	2号認定:満3歳以上		3号認定:満3歳未満		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護世帯等	0	0	0	0	
第2階層	市町村民税非課税世帯	6,000	5,800	8,400	8,200	
第3階層	市町村民税所得割	48,600 円未満	11,900	11,600	14,300	14,000
第4階層		97,000 円未満	22,100	21,700	24,200	23,700
第5階層		169,000 円未満	26,500	26,000	35,100	34,500
第6階層		301,000 円未満	27,500	27,000	37,500	36,800
第7階層		397,000 円未満	28,500	28,000	40,500	39,800
第8階層		397,000 円以上	31,500	30,900	43,500	42,700

＜ひとり親世帯等＞

階層区分	定 義	2号認定:満3歳以上		3号認定:満3歳未満		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護世帯等	0	0	0	0	
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
第3階層	市町村民税所得割	48,600 円未満	5,450	5,350	6,650	6,500
第4階層		77,101 円未満	6,000	6,000	9,000	9,000
		97,000 円未満	17,100	16,800	19,200	18,800
第5階層		169,000 円未満	21,500	21,100	30,100	29,500
第6階層		301,000 円未満	27,500	27,000	37,500	36,800
第7階層		397,000 円未満	28,500	28,000	40,500	39,800
第8階層		397,000 円以上	31,500	30,900	43,500	42,700

○多子世帯保育料軽減措置について

同じ世帯の2人以上のお子さんが、市内の認可保育園・公立幼稚園等を利用している場合は、認可保育園等に在園している2人目のお子さんの保育料は半額、3人目以降のお子さんは無料となります。

○私立幼稚園を利用している兄弟がいる場合の保育料軽減について

兄弟が私立幼稚園を利用している場合、保育料の軽減が適用されます。

※軽減措置を受けるためには申請が必要となります。

※保育所(園)の入所(園)後に申請の案内を行います。

○幼児教育の段階的無償化について

年収約360万円相当の世帯については、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃され、第2子を半額、第3子以降は無償となります。(市町村民税非課税世帯については第2子以降の就学前児童については無償)また、年収360万円未満相当のひとり親世帯・障がい世帯等の場合は、第2子以降は無償となります。

※年収360万円未満相当の世帯とは…市町村民税課税額(所得割合算)が 57,700 円未満の世帯  
(ひとり親世帯等においては 77,101 円未満の世帯)

○宮古島市単独の多子軽減措置事業について

同じ世帯に中学生以下の子が4人以上いる場合は認可保育園等に通っているお子さんの保育料が無料となります。

※軽減措置を受けるためには申請が必要となります。

※年度内に申請がない場合、当該年度以降に申請があっても遡って保育料を軽減することができません。



『宮古島市利用者負担額徴収基準額表（1号認定／教育認定）』

<公立認定こども園>

階層区分	定義	母子・父子・障害世帯	左記以外の世帯
第1階層	生活保護世帯等	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	3,000
第3階層	市町村民税所得割	77,100 円未満	5,500
第4階層		211,200 円未満	8,000
第5階層		211,201 円以上	10,000

<私立認定こども園>

階層区分	定義	母子・父子・障害世帯	左記以外の世帯
第1階層	生活保護世帯等	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	3,000
第3階層	市町村民税所得割	77,100 円未満	10,100
第4階層		211,200 円未満	14,300
第5階層		211,201 円以上	17,900

○多子世帯保育料軽減措置について

同じ世帯で満3歳から小学校3年生までの範囲内にある子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもから順に2人目のお子さんの保育料は半額、3人目以降のお子さんは無料となります。

○幼児教育の段階的無償化について

年収約360万円相当の世帯については、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃され、第2子以降の就学前児童については保育料を半額、第3子以降は無償となります。（市町村民税非課税世帯については第2子以降の就学前児童については無償）また、年収360万円未満相当のひとり親世帯・障がい世帯等の場合は、第2子以降の就学前児童については保育料を無償となります。

※年収360万円未満相当の世帯とは…市町村民税課税額(所得割合算)が 77,101 円未満の世帯



# ◆公立保育所・法人保育所（園） 一覧

※定員等は変更になる場合があります。

※受入年齢は園によって異なります。

施設名	電話番号	定員	受入年齢	開所時間	延長保育	一時保育	備考	
公立	東保育所	0980-72-2089	105	生後3ヶ月～4歳	月～土：7:30～18:30	○		
	西城保育所	77-4712	60	生後3ヶ月～5歳	月～土：7:30～18:30	○	○	
	伊良部保育所 ※	78-3554	60	生後3ヶ月～5歳	月～土：7:30～18:30	○		こども園移行予定
	佐良浜保育所	78-4564	50	生後3ヶ月～4歳	月～土：7:30～18:30	○		
	北保育所 ※	0980-72-2595	90	生後3ヶ月～4歳	月～土：7:30～18:30	○		公私連携型保育施設 へ移行予定
	馬場保育所 ※	72-4884	90	生後3ヶ月～4歳	月～土：7:30～18:30	○		公私連携型保育施設 へ移行予定
	福里保育所 ※	77-4500	75	生後5ヶ月～5歳	月～土：7:30～18:30	○		公私連携型保育施設 へ移行予定
	砂川保育所	77-2226	45	生後3ヶ月～4歳	月～土：7:30～18:30	○		
法人	花園保育所	0980-72-3704	75	生後6ヶ月～5歳	月～土：7:30～18:30			
	みつば保育園	72-4515	70	生後3ヶ月～4歳	月～土：7:30～18:30			
	聖ヤコブ保育園	72-7723	75	生後3ヶ月～5歳	月～土：7:30～18:30			
	あけぼの保育園	72-9173	135	生後4ヶ月～4歳	月～土：7:30～18:30	○		支援わか併設
	竹の子保育園	73-2621	70	生後3ヶ月～4歳	月～土：7:30～18:30	○		
	カンガルー保育園	75-4154	90	生後3ヶ月～5歳	月～土：7:30～18:30			
	ひよどり保育園	72-7328	60	生後2ヶ月～4歳	月～土：7:30～18:30			
	ふたば保育園	72-0770	90	生後3ヶ月～5歳	月～土：7:30～18:30	○	○	
	ひばり保育園	73-3399	60	生後3ヶ月～4歳	月～土：7:30～18:30	○	○	
	あさひっ子保育園	73-6123	80	生後3ヶ月～5歳	月～土：7:30～18:30			
	心愛保育園	73-4136	100	生後3ヶ月～5歳	月～土：7:30～18:30	○	○	
	おおぞら南保育園	72-2564	60	生後3ヶ月～5歳	月～土：7:30～18:30	○		
	いけむら保育園	72-7222	78	生後3ヶ月～5歳	月～土：7:30～18:30	○		
	光の園保育園	72-6680	60	生後3ヶ月～4歳	月～土：7:30～18:30	○		
	こくふくこ保育園	73-0808	75	生後6ヶ月～5歳	月～土：7:30～18:30	○		
	福寿保育園	72-6308	80	生後6ヶ月～4歳	月～土：7:30～18:30	○		
	ていだの子保育園	79-5180	70	生後5ヶ月～5歳	月～土：7:30～18:30	○		
キッズハウスたんぼぼ 保育園	79-0533	60	生後3ヶ月～5歳	月～土：7:30～18:30	○			

## ◆認定こども園・小規模保育施設・家庭的保育施設 一覧

施設名		電話番号	定員	受入年齢	開所時間	延長保育	一時保育	備考
認定こども園(2・3歳)	下地こども園(公立)	0980-76-6849	130	生後3ヶ月～5歳	月～土：7:30～18:30	○		1号定員：23名
	上野こども園(公立)	74-7201	120	生後3ヶ月～5歳	月～土：7:30～18:30	○		1号定員：15名
	はなそのこどもえん(私立)	73-4982	60	生後6ヶ月～5歳	月～土：7:30～18:30	○		1号定員：60名
小規模保育施設	入江保育園	0980-76-3669	19	生後3ヶ月～2歳	月～土：7:30～18:30	○		
	ちゅうりっぷ保育園	73-2296	19	生後6ヶ月～2歳	月～土：7:30～18:30	○	○	
	ゆめの子保育園	73-6220	19	生後3ヶ月～2歳	月～土：7:30～18:30	○	○	
	めぐみ保育園	73-7339	18	生後3ヶ月～2歳	月～土：7:30～18:30		○	
	保育ルーム下里	79-5525	19	生後6ヶ月～2歳	月～土：7:30～18:30			
	クララ保育園	79-9855	19	生後3ヶ月～2歳	月～土：7:30～18:30	○	○	連携施設有り (こくふくこ保育園)
	とっとこ保育園	73-1876	19	生後6ヶ月～2歳	月～土：7:30～18:30	○	○	連携施設有り (みつば・光の園保育園)
家庭的保育施設	ひまわり家庭保育ルーム	0980-76-3478	5	生後3ヶ月～2歳	月～土：7:30～18:30	○	○	連携施設有り (光の園保育園)
	家庭的保育ルームくくる	72-7339	5	生後3ヶ月～2歳	月～土：7:30～18:30	○		連携施設有り (あけぼの保育園)
	COSMIC保育園	72-3552	5	生後3ヶ月～2歳	月～土：7:30～18:30	○		連携施設有り (ひばり保育園)

### ★障害児保育について

集団保育に適應できることが条件となります。申請書を提出後、入所出来るかどうかの審査会を開きます。詳しくは児童家庭課の窓口までご相談ください。

### ★延長保育について

保護者の勤務時間や残業などやむを得ない事情により、保護者からの申出により保育時間を超えて保育を行います。

申込み及び保育料等に関する事は各保育所(園)にお問い合わせ下さい。

### ★一時保育について

保護者の疾病・入院等、又は育児疲れの解消等私的理由等により一時的に保育を必要とする児童の保育を保育所で一時的に行います。申込み及び保育料に関する事は各保育所(園)にお問い合わせください。

(一時保育を行っている施設でも、状況により利用できない場合があります。)



## 設置運営が変更（予定）となる保育施設について



### ◆公私連携型保育施設への移行について

公私連携型保育施設とは、市が事業経営者（社会福祉法人）と必要な設備の貸し付け等、協力に関する基本的事項の協定を結び、運営を行う民設民営の保育施設です。

運営に関しては市の関与を明確にし、これまで維持してきた教育・保育の質を継続して提供していきます。

平成31年4月より『北保育所』・『馬場保育所』・『福里保育所』に関しては、公立保育所から公私連携型保育施設へ移行する予定となっています。

### ◆伊良部保育所の認定こども園への移行について

平成31年4月より公立の伊良部保育所を『伊良部認定こども園』へ移行する予定となっています。

## 砂川保育所の今後の取り扱いについて

平成31年度の入所に関してはこれまでどおり実施いたしますが、建設後長い年月が経過し、施設の老朽化が進行しており、良好な保育環境及び児童・職員の安全を確保するためにも、早期に耐力度調査を実施し、その結果をふまえて今後の取り扱いについて検討していきたいと考えております。

## 認可外保育施設について

乳幼児を保育することを目的とする施設で認可保育施設でない施設の総称をいいます。認可外保育施設に関する詳細については、直接その施設へお問い合わせください。

施設名	住所	電話番号
はっぴい保育園	平良字下里1280-3	0980-72-8329
リズム保育園	平良字西仲宗根550	0980-73-1076
わらび保育園	平良字東仲宗根添1166-576	0980-75-5015
しろくま託児所	伊良部字前里添763-2	0980-78-5433

